

デジタル原則移行に関する告知

UBS SuMi TRUST ウェルス・マネジメント株式会社
UBS 銀行東京支店

2025年4月1日に行なわれた法律や規則の改正により、証券会社・銀行からお客様へお送りする書類を原則としてデジタル媒体（WEBやメールなど）で提供することができる制度（以下「デジタル原則」）がスタートいたしました。UBSにおいても、2025年9月22日よりデジタル原則へ移行し、下記の定めに基づき、UBS銀行東京支店（以下「UBS銀行」）又はUBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社（以下「UBS SuMi TRUST WM」）（以下UBS銀行及びUBS SuMi TRUST WMを総称して「UBS」と総称します。）からお客様に対して交付しております書面（紙）に代えて、当該書面に記載すべき事項（以下「記載事項」）について、電磁的方法による提供（以下「電子交付」）を開始することを告知させていただきます。

なお、デジタル原則の対象とする書面（以下「対象書面」）につきましては下記A.第4項に定めておりますが、他の書面につきましても電子交付への切替えを検討しております。準備ができ次第ご案内させていただきますので、何卒宜しくお願い致します。

A. 電子交付の方法及び内容等

- お客様の電子メールアドレスを UBS 所定の様式にて本書とは別に UBS にお届出いただきます。
電子交付を実行するにはお客様（口座名義人に限ります。法人の場合には、法人代表者）の電子メールアドレスをご登録いただく必要があるため、UBS に電子メールアドレスが未登録のお客様につきましては、引き続き書面による交付を継続いたします。また、UBS にて電子メールアドレスの登録のお手続きが完了した時点で、UBS は自動的にデジタル原則の対象書面について電子交付を開始いたします。
また、本書に基づく電子交付に関する電子メールによる UBS からの通知は、口座名義人、法人代表者が UBS に届け出た電子メールアドレスに対して送信する方法により行うものといたします。代理人の電子メールアドレスが UBS に登録されている場合でも、代理人は電子メールの送付対象とはなりません。今後、代理人を送付対象とする場合は、別途ご案内させていただきます。
なお、ご登録いただいている代理人がお取引をされる場合には、口座名義人、法人代表者の責任において、本書の内容及び電子交付された書面の記載事項を、当該代理人に必要に応じてご共有いただくものといたします。
- 電子交付は以下の方法により行われます。
UBS のホームページで閲覧に供する方法（ホームページ方式）
UBS のホームページからハイパーリンク等により接続される閲覧ファイルに書面の記載事項を記録し、顧客の閲覧に供する方法。具体的には、お客様には UBS にご登録頂いた口座名義人、法人代表者の電子メールアドレスにより、閲覧ファイルに記載事項を記録した旨、及び閲覧するために必要な情報（当該 URL 等）を通知する形で、電子交付を行います。
- 電子交付の対象となる書面（「対象書面」）の記載事項は PDF ファイル形式で提供します。
お客様は、対象書面の表示に必要な PDF ファイルの最新のバージョンの閲覧用ソフトウェア（以下「閲覧ソフトウェア」）をインターネット等でダウンロードし、これを用いて閲覧するものとします。
- 対象書面は以下のとおりとします。

書面の名称	ご説明
投資一任運用サービス専用ファンドの交付目論見書、目論見書補完書面	- 契約締結後に実質的説明義務の履行の実益が限定的な書面として交付される改訂時の左記の 2 書面の交付について、デジタル原則の対象とします。 - なお、個別の投資一任運用サービス専用ファンドの当初のご購入・変更時に係る契約締結前に交付される左記の 2 書面については、実質的説明義務を担保するため、デジタル原則の対象外とします。
マネー・マーケット・ファンドの交付目論見書、目論見書補完書面	同上
投資一任運用サービスの運用報告書	- 残高報告書とパフォーマンスレポートを除きます。 - MyWay プログラムの月次アップデートは除きます。
公募投資信託の交付運用報告書 / 決算報告書	投資一任運用サービス専用ファンドの交付運用報告書 / 決算報告書を含みます。
私募投資信託の交付運用報告書 / 月次報告書	

5. 電子交付に伴う電子メールのお客様側での受信について、UBS より別途確認することはありません。予めお客様にご登録いただいた電子メールアドレスに対して電子メールを送信いたします。UBS が送信した電子メールにつきまして、システムエラーにより当該電子メールが返信された場合を除き、当該電子メールはお客様によって受信され、閲覧に供された対象書面は電子交付されたものとみなされます。電子交付が困難と判断された場合において、UBS 担当者よりご連絡させて頂き、必要に応じて電子交付から書面交付に切り替えさせていただきます。
6. お客様が UBS 銀行又は UBS SuMi TRUST WM に複数の口座を開設されている場合、対象書面はその全ての口座に係るお取引に関する電子交付の対象書面とみなされます。

B. その他確認事項

1. 電子交付利用の条件

お客様は、電子交付の利用に際し、以下の条件を備えるものとします。

- (1) お客様は常に電子メールを利用できること。
- (2) 記載事項が、お客様の使用するコンピュータ等に備えられたファイルに記録され、お客様は、かかる記録を出力して、紙媒体により対象書面を作成できること。
- (3) お客様には、電子交付を利用するために必要な OS・閲覧ソフトウェア等をお客様のコンピュータにご用意いただいていること。

2. 書面による交付

UBS は、デジタル原則移行に伴い電子交付が開始された後においても、法令の変更、監督官庁からの指示、又はその他 UBS の単独の裁量により対象書面を電子交付によらず、紙媒体で交付する場合があります。

3. 電子交付の停止

UBS は、電子交付の緊急点検の必要性、システムトラブル等により電子交付が行えない場合、又はその他の合理的理由に基づき、お客様に予め告知することなく、電子交付の全部又は一部を停止することがあります。

4. 電子交付の終了

- (1) お客様は、UBS 所定の申込書を用い、電子交付の終了の申し出をすることにより、書面(紙)での受取りに切替えることができます。かかる場合、UBS は電子交付を行わず、紙媒体により対象書面を交付致します。なお、「電子交付」と「書面交付」の併用はできません。交付方法を変更される前に交付された書類は、変更後の交付方法では再度受け取ることはできませんので、ご注意ください。
- (2) UBS が申込書を受理した日から 5 営業日後が電子交付終了の適用日となります。受理した日とは申込書に記載されている内容に不備がない事を UBS が確認できた日と致します。また、電子交付の終了適用日時点で書面での交付に切り替わりますが、電子交付の終了適用日時点ですでに UBS が電子交付の準備をしている対象書面は引き続き電子交付されますので、ご注意ください。
- (3) 前項のほか、以下のいずれかに該当する場合は、電子交付は終了します。
 - － お客様がUBSに開設した全ての口座を解約した場合
 - － お客様が適用ある法令に違反し、又は本書の内容その他お客様とUBSの間の規約その他の契約に違反した場合
 - － お客様が電子交付を利用することが不適当とUBSが判断した場合
 - － UBSの判断により、UBSの電子交付を利用する全ての顧客に対し電子交付を終了した場合。例えば、最後に電子交付を行った日から、電子交付を行うべき事項が一切生じないまま5年を経過したとき。

5. 書面交付の停止、電子交付への切替え

- (1) お客様は、UBS 所定の申込書により、書面交付の停止の申し出をすることにより、電子交付に切替えることができます。かかる場合、UBS は書面交付を行わず、電子交付により対象書面を交付致します。なお、「電子交付」と「書面交付」の併用はできません。交付方法を変更される前に交付された書類は、変更後の交付方法では再度受け取ることはできませんので、ご注意ください。
- (2) UBS が申込書を受理した日から 5 営業日後が書面交付終了の適用日となります。受理した日とは、申込書に記載されている内容に不備がない事を UBS が確認できた日と致します。また、停止適用日時点で書面での交付に切り替わりますが、停止適用日時点ですでに UBS が書面交付の準備をしている対象書面は引き続き書面(紙)により交付されますので、ご注意ください。

6. 免責事項

UBS は、以下の場合において生じたお客様の損害については、UBS の責に帰すべき事由がある場合を除き、その責を負わないものとします。

- (1) 通信機器、通信回線、インターネット、コンピュータシステム等の機器等の障害、これらを通じた情報伝達システム等の障害、若しくは第三者による妨害、侵入、情報改変等、又は、UBSにおいて電子交付の用に供するシステム等のメンテナンス等のために、電子交付の全て又は一部の提供ができなくなった場合
- (2) 天災地変、政変、経済事情の急変、証券・金融市場の閉鎖、その他非常事態の発生など不可抗力と認められる事由が発生し、各種情報の提供等が遅延し、又は不能になった場合
- (3) 上記A.第5項、第6項によりみなされた場合、B.第1項の条件が充足されない場合、B.第2項、第3項又は第4項の場合

7. 変更

- (1) 電子交付に係る条件は、法令の変更、監督官庁の指示、又は UBS が必要と認めた場合には変更されることがあります。
- (2) 電子交付に係る条件の変更は、その効力発生時期を定め、かつ、かかる条件を変更する旨及び変更後の内容並びにその効力発生時期をインターネットの利用その他の適切な方法によりお客様に対し予め周知することにより行うことができます。お客様は、当該効力発生時期以降、変更後の内容に従います。

8. デジタル原則への移行スケジュール

2025 年 7 月 18 日

- － デジタル原則への移行をご認識いただくため、本書面「デジタル原則移行に関する告知」並びに、制度変更の「おしらせリーフレット」をすべてのお客様に郵送させていただきます。
- － 電子交付を開始するには、口座名義人・法人代表者ご本人様の電子メールアドレスの登録が必要となります。電子メールアドレスが未登録のお客様におかれましては、デジタル原則移行に関する告知と同封させて頂きました「変更届」にて、電子メールアドレスのご登録をお願いいたします。
- － B.第 4 項にあります、電子交付の利用中止の申し出につきましては、2025 年 7 月より受付を開始いたしますので、担当営業までお申し出ください。UBS より、所定のフォームを送付させていただきます。

2025 年 9 月 22 日以降

- － 9 月 5 日までに、書面交付への切替えの申し出をしていただいた方を除き、電子交付対象書面につきましては、電子交付を開始いたします。
- － B.第 5 項にあります、書面交付の利用中止（電子交付への切替え）の申し出につきましては、2025 年 9 月より受付を開始いたしますので、担当営業までお申し出ください。UBS より、所定のフォームを送付させていただきます。